環境優良工場表彰

応募書類 記入上の注意点

【応募書類記入上の注意点】 (1)

- 1. 会社情報の記載は正確にお願いします。間違った記載内容で審査を進めると、応募取り消しになるケースがあります。
 - ①応募工場が操業後3年以上経過していることが条件であり、第19回の場合は2020年2月1日の時点で操業後3年経過していることが必要です。(2017年2月1日以前に操業を開始していること。)
 - ②操業とは稼働(営業運転)を開始した時点であり、稼働に自社のテスト運転は含みません。
 - ③過去に受賞した工場であっても、移転を伴う場合は新たな移転先で稼働後3年以上 経過していることが条件となります。
 - ④移転を伴わない建物の増改築や設備の更新・増設は当初の稼働日が操業開始日になります。

【応募書類記入上の注意点】 ②

- ⑤「小規模事業所部門」とは、応募工場の正規従業員数が29人以下(臨時社員、パート等は含まず)で、かつ全社の正規従業員数が49人以下であること。(工場勤務者以外でも、応募工場の中で働く従業員は含める)
- (6)「用途地域」の記入ミスが散見されます。不明な場合は役所に確認してください。
- 2. 1次応募票は提出された応募票が全てであり、自社のアピールポイントや取り組んでいることは、応募票に漏れなく記載してください。(添付資料は原則、評価されません)
 - ①応募票の「アピールポイント」は自社で実施していることは、極力記載してください。記載しないと「アピールポイントがない」と判断されます。
 - ②選択式の項目も自社で取り組んでいることは〇を付けてください。〇が付いていないと「実施していない」と判断されます。
- ◎不明なことは各団体の「環境優良工場審査委員」に確認してから提出してください。

【応募書類記入上の注意点】 ③

1次審査用の応募書類は次の項目から構成されています。

応募会社の情報(所属団体、企業規模、主な工程、応募カテゴリ等)

- 1.アピールしたい点(応募動機、活動の特徴、アピール点) → 記入式
- 2.実施している基本的環境配慮事項 → 選択式
- 3.周辺環境対策 → 選択式
- 4.広域的環境対策 → 選択式
- 5.作業環境対策 → 選択式
- 6.経営上の対策 → 選択式
- 7.環境認証等取得状況 → 選択式

【応募書類記入上の注意点】 ④ (項目別の注意点)

(1) 工場の周辺環境対策とは

工場操業に伴う公害防止、近隣迷惑防止の観点からの活動

□大気汚染防止関連

物の燃焼に伴うばい煙や溶剤使用に伴うVOCの排出抑制が対象です。 ばい煙及びVOCの排出抑制対策、測定、法的届け出が対象となります。 <u>悪臭対策とは区別してください</u>。

□水質汚濁防止・土壌汚染防止関連

薬液の使用に伴う排出水や漏えい水による河川等の汚濁防止、土壌の汚染防止が対象です。

汚染水の排出抑制、漏えい防止、測定、法的届け出が対象となります

□騒音・振動防止関連

印刷機や折り機・加工機、又車両の稼働に伴う敷地境界での騒音・振動 防止が対象です。

発生源対策、敷地境界の騒音・振動対策、法的届け出が対象となります。 職場内の「作業環境騒音」とは区別してください。

【応募書類記入上の注意点】 (4) (項目別の注意点)

□悪臭防止関連

溶剤の使用、乾燥排ガス等による敷地境界での悪臭防止が対象です。 発生源対策、敷地境界での悪臭対策が対象となります 職場内の「作業環境測定」とは区別してください。

□廃棄物管理関連

廃棄物処理の適正管理が対象です。

『廃棄物処理法』の対応状況が対象です。

廃棄物の発生抑制については「広域的環境対策」で記載してください。

□その他の周辺環境対策

工場操業に伴う地域への影響が対象です。

【応募書類記入上の注意点】(4)(項目別の注意点)

- (2) 広域的な環境対策とは
 - 近隣への影響に限らず地球環境問題の観点からの活動
 - □地球温暖化防止関連

エネルギー消費に伴うCO2排出抑制が対象となります。

電気、ガス、灯油等の省エネルギー活動事例をチェックしてください。

□環境汚染物質削減・化学物質関連

工程や使用薬剤の改善に伴う化学物質排出抑制が対象となります。

□省資源、持続可能な資源利用、長期使用関連

省資源、資源循環、長期使用など、資源の消費削減が対象となります。

- □廃棄物削減、再使用、リサイクル推進、処理処分の容易性推進 廃棄物削減の一環として<u>廃棄物の発生源対策、リサイクル促進、資源循環</u> 化の取組み、製品開発事例をチェックしてください。
- □その他広域的環境対策

工場操業に伴う地域への影響とは別に、社会全体に及ぶ活動が対象です。

【応募書類記入上の注意点】(4)(項目別の注意点)

- (3) 作業環境対策とは
 - 職場の健康障害防止の観点からの作業環境改善に関連する活動
 - □作業環境(実施している項目をチェックしてください) 作業環境測定、保護具支給、リスクアセスメント、SDS管理、法対応
- (4) 環境経営上の対策とは
 - <u>環境への取組みを継続する仕組み、組織、マネジメント、製品開発に関する活動</u>
 - □環境法規制の遵守

適用法規一覧、遵法チェックシステムの有無をチェックしてください。

□環境負荷改善活動関連

負荷削減活動の仕組みで実施していることをチェックしてください。

□グリーン製品等関連

各種グリーンマーク、製品開発の実施例をチェックしてください。

□環境情報の公開

環境情報の開示方法と実施していることをチェックしてください。

□社内体制

活動の継続性を担保する方法と実施していることをチェックしてください。

□周辺住民等に対する活動